第十四条第一項の表第三十三条第二項の項を削り、同表第三十七条第一項第一号及び第二項の項中「及び第二項」を削り、同項の次に次のように加える。

第三十七条第二項	前項の	受給権者が毎年九月一日（以下この項において「基準日」という。）において厚生年金保険の被保険者（平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、当該被保険者の資格を有するものに限る。次項において同じ。）である場合における
	受給権者がその権利を取得した日の翌日	基準日
	以後における組合員期間は、	前における旧農林共済組合員期間（継続厚生年金期間を含む。）を
	しない	するものとし、基準日の属する月の翌月から、退職共済年金の額を改定する

第十四条第一項の表第三十七条第三項の項中「除く。）」の下に「は、前項の規定にかかわらず」を加え、「（平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、当該被保険者資格を有するものに限る。）」を削り、「喪失したとき」を「喪失したときは」に改め、同表第三十八条の二第二項の項中

組合員期間	旧農林共済組合員期間

を

組合員期間（継続厚生年金期間を含む。）	旧農林共済組合員期間（継続厚生年金期間を含む。）限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く

に改め、同表附則第十二条の五第六項及び第十二条の六の項中「及び第十二条の六」を削り、同項の次に次のように加える。

附則第十二条の六第一項	組合員期間	旧農林共済組合員期間（継続厚生年金期間を含む。）
	第三十八条第一項	平成十四年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた第三十八条第一項
	「その者によつて	「前条第三項」とあるのは「平成十四年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた前条第二項又は第三項」と、「その者によつて
附則第十二条の六第二項	組合員期間	旧農林共済組合員期間（継続厚生年金期間を含む。）

第十四条第六項の表第五条の項を次のように改める。

第五条	法第四十五条の三第二項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条第九項
	その全額	障害を支給事由とする給付であつてその全額

第十四条の四第二項中「六十を」を「百二十を」に、「、六十」を「、百二十」に改め、同条第三項中「五年」を「十年」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　厚生年金保険の被保険者（平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、当該被保険者資格を有するものに限る。以下この項において「被保険者」という。）である第一項に規定する受給権者が次の各号に掲げる場合における廃止前農林共済法第三十七条第一項の規定によつて計算した額は、前二項の規定により計算する場合を除き、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める月（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては、当該各号に定める月のうち直近のものとする。）前における旧農林共済組合員期間を基礎として計算した額とする。

一　九月一日（以下この号において「基準日」という。）において被保険者であり、かつ、基準日の属する月の翌月が申出日の属する月以前である場合　基準日の属する月

二　その被保険者の資格を喪失した日の属する月が申出日の属する月以前である場合　その被保険者の資格を喪失した日の属する月

第十四条の五中「読み替える」を「、平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十の十第四号中「廃止前農林共済法第三十七条第三項」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第三十七条第二項又は第三項」と読み替える」に改める。

第十四条の六の表第七十八条の十第一項の項中「第四十三条第一項」に、「廃止前農林共済法（」を「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条第一項の規定により読み替えられた」に、「をいう。）第三十七条第一項及び第二項」を「（以下この項において「読替え後の廃止前農林共済法」という。）第三十七条第一項」に、「改定する。

一　退職共済年金等の受給権者を除く。）について報酬月額により標準報酬月額の改定又は決定を行う場合　当該被保険者期間（平成十四年政令第四十四号）第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第三十七条第一項に規定する被保険者期間（平成十四年政令第四十四号）第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第三十七条第二項又は第三項に規定する被保険者期間（離職してから当該被保険者期間に係る資格を取得するまでの間のものを除く。）